指定訪問介護事業所

琴江荘訪問介護事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人阿南福祉会が開設する琴江荘訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

３　前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。

４　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名　称　　琴江荘訪問介護事業所

② 所在地　　徳島県阿南市宝田町今市金剛寺３８番１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者１名　（特別養護老人ﾎｰﾑ琴江荘施設長との兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者　２名

介護福祉士　　２名

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員（ホームヘルパー）

訪問介護員２級　　１名以上

ホームヘルパーは、適切な技術を持って訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員その他　　１名　（特養　琴江荘と兼務）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日　全日とする。ただし、12月29日から１月３日までを除く。

② 営業時間　午前９時から午後６時までとする。

③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護の内容）

第６条　指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

① 身体介護

② 生活援助

（指定訪問介護の利用料その他必要な費用の額）

第７条　指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスである場合は、負担割合証の割合の額とする。

２　前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、阿南市とする。

（緊急時における対応方法）

第９条　従業者は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（ 人権の擁護及び虐待の防止のための措置 ）

第10条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整

備
(2) 成年後見制度の利用支援
(3) 苦情解決体制の整備
(4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
(5) 虐待防止委員会の定期的な開催及び従業者への内容周知
(6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な処置

（その他運営についての留意事項）

第11条　事業者は、従事者の質的向上を図るため、研修会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。すべてのホームヘルパーに対して、健康診断等を定期的に実施する。

① 採用時研修　採用時から　2ヶ月以内
② 継続研修　　年　　12回

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4　事業者は、訪問介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人阿南福祉会理事長、特別養護老人ホーム琴江荘施設長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附　則）

1．　この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2．　平成14年4月1日改定施行。
3．　平成18年6月1日改定施行。
4．　平成22年7月1日改定施行。
5．　平成23年7月1日改定施行。
6．　平成24年3月1日改定施行。
7．　平成24年4月1日改定施行。
8．　平成27年8月1日改定施行。
9．　平成31年1月1日改定施行。
10．令和6年2月1日改定施行。